令和6年度せとうち留学推進コーディネーター (地域おこし協力隊)会計年度任用職員試験案内

令和6年6月香川県教育委員会

香川県教育委員会では、公立高校及び県立中学校において「せとうち留学(全国からの生徒募集)」を実施しており、他県から通学、もしくは親元を離れて転住した生徒が、香川県で学校生活を送っています。そのせとうち留学を推進するための「地域おこし協力隊」の隊員を会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する一般職の非常勤職員)として募集します。

1 区分、採用予定人数及び職務内容

区分	登録予定人数	主な職務内容		
せとうち留学推進 コーディネーター	1名	せとうち留学生の生活支援、生活環境の整備のほか、全国 募集の広報活動、窓口業務、生徒の地域における活動のサ ポートなどの業務に従事します。		

2 受験資格

点を移すことができる方				
(1)次の①、②いずれかの地域内に在住する方(申込時点)、又は③ に該当する方で、採用後に、小豆郡内に住民票を移動し、生活の拠 点を移すことができる方 ①3大都市圏内の都市地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐 阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県)	区分	受験資格		
地域)に居住している方は除きます。 ※要件に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。 (2) パソコン (ワード、エクセル、パワーポイント) の基本操作ができた方 (3) 申込時点で、普通自動車運転免許を有し日常的に運転しているなど、運転に支障がない方	せとうち留学推進	【次の要件をすべて満たす方】 (1)次の①、②いずれかの地域内に在住する方(申込時点)、又は③に該当する方で、採用後に、小豆郡内に住民票を移動し、生活の拠点を移すことができる方 ①3大都市圏内の都市地域(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県) ②3大都市圏外の政令指定都市及び都市地域 ③「地域おこし協力隊員」であった方で、「同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内」の方 ※上記①、②のうち条件不利地域(*)(過疎、山村、離島、半島などの地域)に居住している方は除きます。 ※要件に該当するか不明な場合は、個別にお問い合わせください。 (2)パソコン(ワード、エクセル、パワーポイント)の基本操作ができる方 (3)申込時点で、普通自動車運転免許を有し日常的に運転しているなど、運転に支障がない方 (4)教育に対し関心がある、又は携わった経験があり、生徒や地域の方		

上記の受験資格に該当する者であっても、次の地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する者は受験できません。

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (イ) 香川県において懲戒免職の処分を受け、当該処分から2年を経過しない者
- (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

*条件不利地域

次の①から⑦のいずれかに該当する市町村。

- ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)
 - ・第2条第2項に基づき公示された過疎地域をその区域の全部又は一部とする市町村
 - ・法施行令附則第3条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村
 - ・法施行令附則第4条第1項に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村とみなされる区域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ②山村振興法(昭和40年法律第64号)
 - ・第7条第1項の規定により指定された振興山村をその区域の全部又は一部とする市町村
- ③離島振興法(昭和28年法律第72号)
 - ・第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町 村
- ④半島振興法(昭和60年法律第63号)
 - ・第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域をその区域の全部又は一部とする市町村
- ⑤奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)
 - ・第1条に規定する奄美群島をその区域の全部とする市町村
- ⑥小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)
 - ・第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域の全部とする市町村
- ⑦沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)
 - ・第3条第1号に規定する沖縄の市町村

3 試験の方法

区分	選考方法	内容	日時・及び会場 (予定)
第1次選考	書類審査	書類審査 提出された書類(応募レポート及 び職務経歴書)により、実績や経験等に基づ く業務適性について審査します。	第1次選考は提出書類による審査となります。
第2次選考	個別面接	せとうち留学を推進する地域おこし協力隊と しての適性、対人関係能力、使命感、社会 性、表現力等人物について、個別面接等を行 います。	令和6年8月24日 (土)予定

[※] 第2次選考は、第1次選考の合格者に対して行います。

第2次選考に当たっては、面接シートの事前提出をお願いしています。

4 合格発表

区分	合格発表日	方法
第1次選考	令和6年8月8日(木)予定	合否の結果を郵便で通知します。
		第1次選考の合格者に対しては、第2次
		選考の受験票を同封します。
第2次選考	令和6年8月28日(水)予定	合否の結果を郵便で通知します。

※ なお、申込書、職務経歴書及び応募レポートの記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用されないことになります。

5 受験申込手続及び申込受付期間

- (1) 必要事項を記入した①~③の書類と、④~⑥を同封したものを持参、郵送のいずれかの方法で香川県教育委員会事務局高校教育課まで申し込んでください。なお、⑥については必ず<u>ハロー</u>ワークからもらうようにしてください。
 - ① 応募用紙(裏面あり)
 - ② 履歴書(裏面あり)
 - ③ **応募レポート** (下記のレポート内容について、1,200 字以内で論述してください。)

提出物

レポート内容: 「せとうち留学を推進していく上で、あなたは「せとうち留学 推進コーディネーター」として、どのように「学校や地域」と関わることがで きるか」について、これまでの知識や経験等を生かしてできることをまとめ る。

- ・用紙は、所定の様式 (A4縦) に横書きで作成してください。 (必ず手書きによること。)
 - ④ 住民票(申込日の1か月前以内に取得したもの)
 - ⑤ 運転免許証の写し
 - ⑥ ハローワーク紹介状
- (2) 直接持参する場合

香川県教育委員会事務局高校教育課(天神前分庁舎7階)へ持参してください。受付期間は、令和6年6月10日(月)から令和6年7月31日(水)随時(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 郵便で申込みをする場合

封筒の表に「<u>せとうち留学推進コーディネーター試験申込</u>」と朱書きして、香川県教育委員会事務局高校教育課(高松市天神前6-1)まで簡易書留により郵送してください。

- (4) 申込書類は返却しません。また、申込後の内容変更や差替えはできません。
- (5) 受験等に係る費用は、応募者の自己負担となります。

6 受験票の交付

第1次選考の合否の結果通知の際に、第1次選考の合格者には、第2次選考のための受験票を同 封のうえ郵送します。なお、8月16日(金)までに合否の結果通知及び受験票(第1次選考合格 者のみ)が到着しないときは、8月19日(月)までに、香川県教育委員会事務局高校教育課へ必 ず照会してください。

7 雇用条件等

(1) 採用開始年月日

令和6年10月1日 (火)

※採用開始日は上記を予定していますが、応募者と調整のうえで決定します。

(2) 任期

採用日から令和7年3月31日(月)まで

- ※任用期間の活動実績等に基づき、令和7年4月1日(火)から引き続いて再度の任用を行う ことができ、最長の場合で令和9年3月31日(水)まで勤務することができます。
- ※雇用開始から1か月間は、地方公務員法第22条に規定する条件付採用の期間となります。(条件付採用期間中も勤務条件に変更はありません。)

(3) 勤務地·勤務時間等

- ○勤務地
 - ・香川県立小豆島中央高等学校(香川県小豆郡小豆島町蒲生甲 1001 番地) ※高校を拠点に小豆郡内を中心に活動してもらいます。
- ○勤務日:原則週5日(月曜日から金曜日まで)
- ○勤務時間:1日7時間(9時00分~17時00分)(週35時間)
 - ・業務の都合により、勤務時間が変更になる場合があります。
 - ・学校行事等により土曜日、日曜日又は国民の祝日に勤務する場合があります。
- ○年次有給休暇:10日(週5日勤務の場合)※任期に応じて異なります。
- ○時間外勤務:原則なし(ただし、業務の都合により時間外勤務を命ずる場合があります。)

(4)報酬

- ○月額 169,460~188,661 円 (前職の勤務年数等により異なります。) ※地域手当に相当する額を加算した額です。
- ○期末手当
 - 6月期及び12月期に報酬月額の1.225ヵ月分支給。
 - ※6か月以上の任期で基準日(6月1日・12月1日)に在職する場合に支給。ただし、基準日以前6ヶ月間の在職日数に応じて支給額の割落としがあります。
 - ※週の勤務時間が15時間30分未満の場合は支給対象外
- ○勤勉手当
 - 6月期及び12月期に報酬月額の1.025ヵ月分支給。
 - ※6か月以上の任期で基準日(6月1日・12月1日)に在職する場合に支給。ただし、基準日以前6ヶ月間の在職日数に応じて支給額の割落としがあります。
 - ※週の勤務時間が15時間30分未満の場合は支給対象外
- ○通勤距離に応じ、通勤手当相当額を別途支給します(近距離の場合は、支給がないことがあります)。

(5) 待遇·福利厚生

- ○公立学校共済組合(短期給付)、厚生年金保険、雇用保険に加入します。また、教職員互助会に加入します(週の勤務時間が20時間未満の場合は、適用されません。任用期間によっては加入しないこともあります)。
- ○公務又は通勤による災害に遭った場合は、公務災害補償又は労災保険により補償されます。
- ○原則として、予算の範囲内で、採用後は県が借り上げた小豆郡の住宅に居住していただきます。
- ※生活にかかる費用は、自己負担となります。
- ○活動に必要な消耗品、県内外の旅費及び研修への参加費等は、協議のうえ、予算の範囲内で 県が負担します。

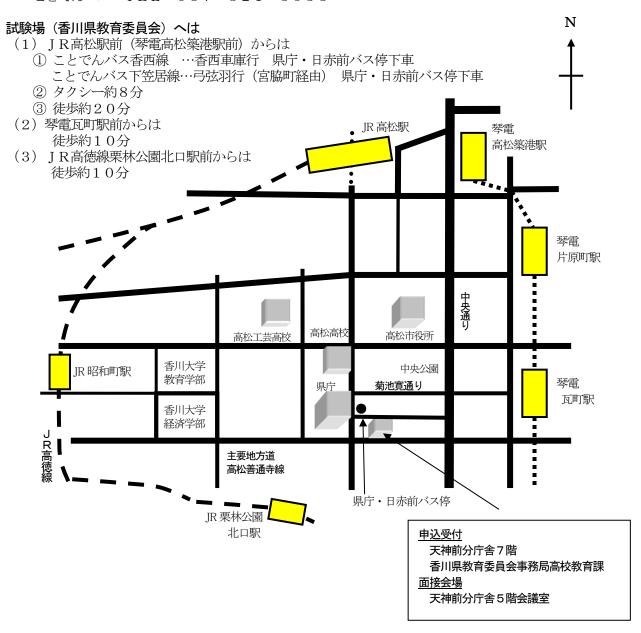
8 その他

- (1) 試験当日に車椅子を使用する必要があるなど受験に際して要望のある場合は、あらかじめ香川県教育委員会事務局高校教育課に申し出てください。
- (2) この試験についての問合せ先及び申込み先は次のとおりです。

香川県教育委員会事務局高校教育課 〒760-8582 高松市天神前6-1 Tel(直通)087-832-3752

第2次選考会場案内

(注) **バス路線の運行時間等は変更になる場合がありますので、事前に確認してください。** ことでんバス TEL 087-821-3033



試験当日は、県庁及び教育委員会敷地内への車の乗り入れはできません。 県庁付近には、番町地下駐車場(高松高校地下)(有料)がありますが、満車の場合もありますので、ご注意ください。